

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
<p>教育庁 学校総務サービス課</p>	<p>吹田市立小学校の職員Aに対して支給した管外旅費について、交通機関の利用経路等を誤って算出していたため、過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="543 552 1504 699"> <thead> <tr> <th>旅行日</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年8月3日及び同月4日</td> <td>24,120円</td> <td>23,660円</td> <td>460円</td> </tr> </tbody> </table>	旅行日	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成29年8月3日及び同月4日	24,120円	23,660円	460円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務を行われたい。</p> <p>【職員の旅費に関する条例】 (旅費の支給) 第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。 (旅費の種類) 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、扶養親族移転料、旅行雑費、渡航雑費、死亡手当及び災害対策旅費とする。 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p>	<p>指摘された職員の管外旅費については、職員の旅費に関する条例等に基づき、返納の措置を講じた。</p> <p>また、旅費支給事務適正化に向け、次の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 該当校に対し、旅行命令簿兼旅行明細書に記載された旅行経路について確認等行うよう周知徹底を図った。 2 旅行命令権者である学校長を対象とした研修において、今回の監査結果を周知するとともに、旅行経路等については、経済的な通常の経路及び方法であるか確認するよう指導し、旅行命令権者としての、自覚を持って、より一層、適正な事務処理、確認を行うよう徹底を図った。 3 事務担当職員研修の際に、平成30年度監査に関する指摘事項の事例を取り入れ、旅費の過誤払いが無いよう、旅行経路等の確認の重要性を示し、学校長と協力し円滑な事務処理に取り組むよう指導した。
旅行日	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成29年8月3日及び同月4日	24,120円	23,660円	460円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月4日から同年7月10日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
教育庁 私学課	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が行われていなかったものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="507 562 1540 764"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都内</td> <td>平成29年4月6日</td> <td>29,240円</td> <td>平成30年8月17日</td> </tr> <tr> <td>東京都内</td> <td>平成29年4月6日</td> <td>29,240円</td> <td>平成30年8月17日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	東京都内	平成29年4月6日	29,240円	平成30年8月17日	東京都内	平成29年4月6日	29,240円	平成30年8月17日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理が行われた。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>検出事項について、再発防止のため、毎月管外旅費の支出状況を確認し、旅費の概算払を受けた者に対して精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することとした。 今後は、適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日												
東京都内	平成29年4月6日	29,240円	平成30年8月17日												
東京都内	平成29年4月6日	29,240円	平成30年8月17日												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月4日から同年7月10日まで）